

## ■ 『艦隊これくしょん -艦これ-』の キャラクターを申請希望された方へ ■

今回のワンダーフェスティバル2026 [夏] にて申請をご希望された、『艦隊これくしょん -艦これ-』のキャラクターにつきまして、C2機関様より下記のとおり申請ガイドラインが規定・提示されております。

内容をご確認のうえ、必ず遵守くださいますようお願いいたします。

※2026[冬]より申請窓口が角川アーキテクチャ様からC2機関様に変更されました。

### ガレージキットイベントの1日著作権許諾の受付について

#### ■ 特記

造型の元となった原作の媒体を申請時に明記してください。

△ブラウザゲーム『艦隊これくしょん -艦これ-』

▲TVアニメ『「艦これ」いつかあの海で』

▲TVアニメ『艦隊これくしょん -艦これ-』

▲劇場アニメ『劇場版 艦これ』

※ ▲の作品につきましては(株)KADOKAWA様が窓口となります。

#### ● 許諾条件

- ① 著作権の許諾は、申し込みのあったイベントに対して、当日のみの販売を条件に受付させていただきます。※許諾を受けたイベント以外での販売はできません。各イベントごとに申請が必要です。
- ② 製造数量は1アイテムにつき100個までとします。
- ③ ロイヤリティについては、各作品とも以下の計算式となります。  
く販売価格×5%×販売数量>=支払いロイヤリティ  
※料率は原作により異なります
- ④ 売れ残った在庫について、他の販売イベントや、一般の小売店、同人ショップなどで販売することはできません。また、販売できなかった分の証紙に関しては返却をお願いいたします。
- ⑤ 以上の条件について違反が発覚した申請者に対しては、今後1日著作権の許諾を控えさせていただくこともあります。
- ⑥ その他許諾できないもの  
ア) 原作やキャラクターのイメージを著しく損なうと思われるもの  
イ) 公序良俗に反するもの  
ウ) 他の著作物を組み合わせたもの(コラボもの)、他の製品・著作物に付属する形での造形物(既存商品への改造・アレンジパーツなど)  
エ) 原作(ブラウザゲームもしくはTVアニメ)を同人や二次著作物(アンソロジー等)でアレンジしたものを元にした造形物  
オ) 原作の絵素材を製品にそのまま使用するもの(絵入りのバッチなど)
- ⑦ なお、販売を前提としない原型のイベントでのブース展示については、⑦の内容に沿っていただいた上であれば、申請だけいただければ特に制限を設けません

【変更】申請数に合わせてWF実行委員会より証紙を発行いたしますので、販売時に商品への貼付をお願いいたします。

証紙の貼られていない商品を販売されている場合は、無許諾と見なします。

#### ● 監修申請時の注意

原型の監修申請時に原型が製作途中(未完成)のものは監修ができないため許諾不可とさせていただいております。全体が未完成なのはもちろんです、一部だけ未完成(手ができてない、など)も含まれますのでご注意ください。

※ なお、監修はキットの販売時の状態を想定しますので、必ずしも着色されている必要はありません。

不明な点、解釈に迷う点などがある場合はお問い合わせください。

※この書面は本申請の有無に関わらず、該当するキャラクターを申請希望された全ての方へ送付しております。